

## 生活環境保全林の利用につ

いて (59)

阿仁署・比立内森林事務所 ○益田 健太  
経営課 千葉 千章  
伊藤 一男

### はじめに

阿仁町は昭和30年に阿仁合、大阿仁の両町村が合併して誕生した町で秋田県の中央山岳部森吉山の西麓、北秋田郡の最南に位置し、北側を除き周辺は1,000m近い急峻な山に囲まれています。林業、鉱業を基幹産業に典型的な山村として発展してきましたが、現在は過疎化・高齢化対策に悩み地域活性化が重要な課題となっています。

大阿仁地区は「マタギの里」として知られ、古来より狩猟等を通じて森林とのかかわりの深い地域ですが、近年山菜や川魚等を求めて、シーズンには遠方からの入り込み者も多く見られます。したがって、地域の活性化に当たっては、豊富な森林資源を生かした取り組みが不可欠であると考えられますが、阿仁町（以下、町）は、その面積の大半を国有林が占めていることから、国有林の果たすべき役割も重要となっています。

このたび町は山村林業構造改善事業として阿仁事業区緩内（からみない）沢国有林69林班外において緑地休養施設等の設置を進め、平成4年度に完成を見たところ です。

営林局でも周辺一帯の国有林を保健休養等の機能のさらなる発揮のため生活環境保全林として設定し、大阿仁地区生活環境保全林整備事業として、平成4年度以降3ヵ年計画で親水施設の設置、花木の植栽等を進めているところです。

署と町の一体的な取り組みの結果、整備途上であるにもかかわらず、既に生活環境保全林は保健休養だけでなく公民館の生涯学習、小中学校の自然学習等の場として利用され、その利用者数は当初の予想を大きく上回っています。

生活環境保全林が保健休養機能を高度に発揮して地域住民に利用され、国有林野事業の使命の1つである地域の振興への寄与を果たしているよい例と考え、大阿仁地区生活環境保全林の整備の概要ならびに利用について考察を加え発表するものです。

## 1 大阿仁地区生活環境保全林及び同整備事業の概要

生活環境保全林整備事業とは、治山事業のうちの環境保全保安林整備事業に位置付けられた事業であり、国有林内の保健保安林においてその機能の高度発揮に必要となる施設を整備し、治山効果と保健効果を兼ね備えた保安林を整備する事業です。

### (1) 事業実行に当たっての基本方針

事業に先立ち、次の3点の基本方針を定め実行に当たりました。

ア 町の「緑地休養施設」は、当地域の森林レクリエーション活動の拠点となる役割を有することになり、生活環境保全林計画では、周辺一帯の森林の取扱いと利用に配慮した保健休養空間の創出を目指す。

イ 森林の持つ国土保全機能、保健休養機能などの公益的な機能を発揮する森林の育成強化に努める。

ウ 自然教育、学習の場としての機能を有する森林の整備を図るとともに、良好な景観展望地の整備を図る。

### (2) 面積、位置等

面積は阿仁事業区緩内沢国有林69林班外48.82haで、町の中心部阿仁合から南方17.5kmに位置し、秋田市との短絡路線である町道河北線が事業地を通過しています(図-1)。現在、町道河北線の県道昇格運動が展開されており、実現すれば事業地へのアクセスがより容易になるものと考えられます。標高は270m~550mです。

### (3) 森林計画における位置付け

事業地は森林空間利用林に区分され、保健、水源かん養、なだれ防止の各保安林に指定されています。またレクリエーションの森における自然観察教育林に選定されています。



(図-1) 事業地の位置

(4) 大阿仁地区生活環境保全林整備事業  
事業計画の概要は次のとおりです（表  
-1、図-2）。事業費は総額約3億  
円の見込みです。

ア 自然林造成・改良

より好ましい森林景観を形成するた  
め、スギ人工林内の整理を行い、下層  
に郷土樹種を中心に花木等を導入しま  
した。

イ 管理車道等

森林整備のために必要な管理車道、  
管理歩道を事業完了後の多目的利用に  
考慮して設置しました。ミズバショウ  
の自生地を通過する区間では木道を採  
用しました。また防火対策の施設を設  
置しました。

ウ その他

簡易作業施設、親水施設、灌水池、  
空積水路工、コンクリート擁壁、掲示  
板等の設置を実施（計画）しました。  
また、子供がより水に親しむ場として、  
湧水を利用しサワガニの生息路を作設  
しました。

コンクリート擁壁は、暖かい印象を  
与えるため自然石に似せた型枠を用い  
ています。

(5) 緑地休養施設

町が整備した緑地休養施設は、取付  
道路、林間広場、駐車場、キャンプ場、  
トイレのほか、管理、炊事、給水、休  
憩等のための各施設です（表-1）。

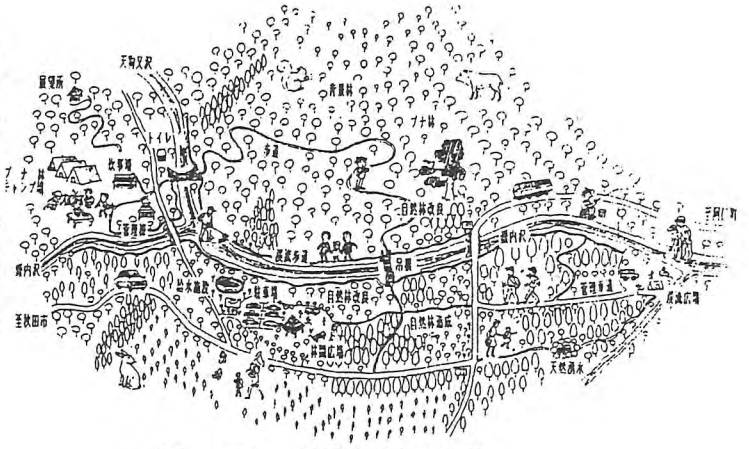
(表-1) 整備事業概要

整備事業内容 (金額単位：千円)									
実施 主体	事業 種目	工 種	単 位	平成4年度		平成5年度		平成6年度	
				数量	金額	数量	金額	数量	金額
阿 仁 地 区 生 活 環 境 保 全 林 整 備 事 業	生 活 環 境	自然林造成AB	ha	1.0	11,382	4.8	26,377	11.0	90,000
		草道	m	320	7,681		19,141		
	環 境	歩道	m	2,872	32,240	159	22,398		
		歩道橋	基	1	22,718		1,443		
	保 全	防火灌水施設	個	1	16,332				
		簡易作業施設	棟					2	10,000
	林 整 備	親水施設	個			2	15,294		
		77㎡生息路	m			20	2,906		
	事 業	灌水池	m <sup>2</sup>			153	6,889		
		掲示板	基					3	3,000
		樹名板	枚			60	2,351	20	1,100
		工事費計			90,562		96,899		104,100
阿 仁 地 区 生 活 環 境 保 全 林 整 備 事 業	生 活 環 境	キャンプ場施設	m <sup>2</sup>	4,372	2,123				
		管理施設	"	41	5,981				
	環 境	炊事施設	"	41	5,585				
		便所施設	"	18	4,690				
	保 全	電気給水施設	式	1	6,075				
		休憩施設	m <sup>2</sup>	30	2,652				
	事 業	林間広場	"	1,786	6,189				
林間駐車場		"	834	6,572					
取付道路		m	133	3,890					
工事費計			43,757						

## 2 生活環境保全林の利用状況

### (1) 生活環境保全林の利用者数

生活環境保全林へのおよその利用者数は次のとおりです(表-2)。事業開始前に推定した利用者数は年間約1800人だったので、見込みよりかなり上回っています。



### (2) 個別事例

(図-2) 事業地概略図

生活環境保全林を利用した諸行事について紹介します。

#### ア 「生涯学習セミナー」(平成5年9月)等町公民館による学習活動

町公民館が主催した郷土への理解を深めるため町内の自然や文化財を探訪するものであり、その一環として当地域を利用したものです。当日は暑もミニ森林教室を開催し、森林一般についてや地域における国有林の役割等について説明を行いました。また、参加者は生活環境保全林を散策し、周辺に生育しているブナ等の樹木についてをはじめ、いくつもの熱心な質問をして森林に対する理解を深めていました。

このほかにも、婦人学級、老人学級等が開催され暑からも講師を派遣するなど活動を後援しました。

#### イ 大阿仁小学校ふるさと教室「全校山菜とり」(平成5年5月)等学校による自然・森林教育活動

山菜とりを通して、森林からの恵みを享受して生活していた郷土の歴史を振り返るとともに、蜂、マムシ、うるし等危険動植物の知識、ゴミの扱い等入山時のマナーも学習しました。

(表-2) 生活環境保全林月別利用者数(平成5年) (単位:人)

	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	合計
利用者数	50	600	350	500	1100	400	700	300	4000



ウ 青年ふるさとづくりリーダー研修(平成5年8月)

秋田県青年の家、町教育委員会の共催で地域・職場の青年や青年団体等グループの会員を対象として「ブナ林にたぎる熱い胸さわぎ」をキャッチフレーズに、伝承芸能の観賞やキャンプ活動等を通じて、地域の文化、自然を見つめ、地元と地元以外との交流で、ふるさとの将来を語り合うという内容でした。

### (3) 利用者等の感想及び要望

署・町等に寄せられた利用者並びに各行事への参加者の生活環境保全林についての主な感想及び要望は次のとおりでした。

- ・地理的に近く気軽に行けるのでよい
- ・キャンプファイヤーのできる場所を作ってほしい
- ・あづまやを増やしてほしい
- ・看板等標識類を充実してほしい
- ・各種行事開催に当たって今後も営林署の人により多くのことを教えてもらいたい

以上のことから推察すると、利用者等は、生活環境保全林を諸活動の場としてハード、ソフトの両面でさらに充実させてほしいとの要望を持っています。署ではこれらの声に対応するため、今後も学習活動等の開催に当たっては積極的に後援し、また来年度には、あづまやを兼用する簡易作業施設、林内の主な樹木への樹名板の取り付けを予定しています。

## 3 今後の取り扱い

生活環境保全林事業により設置した施設は、事業終了後署と町とが取り交わす協定により町が管理していくことになっています。町では、利用者等の要望を踏まえて、施設の充実等を検討していきたいと考えています。署も当地域の利用等について設置される管理運営協議会を通して、生活環境保全林のさらなる充実のため引き続き町との連携に努め、地域社会の一員として主体的に地域の活性化に取り組んでいくとともに、地域とともに歩む国有林の姿を積極的にPRしていきたいと考えています。

## 4 事業実行による成果

当事業の実行により森林の保健休養等の機能の高度発揮だけでなく、様々な成果

を得ることができました。まとめると概ね次のとおりです。

- ・事業主体（署、町）が互いに緊密に連携を取り、同じ箇所です事業を同時並行的に実行することによって互いの事業を補完し、生活環境保全林（緑地休養施設）の価値が一段と増大した。

- ・整備によって、施設を積極的に活用して行こうという気運が地元生まれ、活発な公民館活動等にあらわれている。生活環境保全林が地域における国有林の役割をPRするとともに、保健休養の場としてだけでなく、地元住民が森林と深くかかわってきた郷土に対する理解・関心を高めることに役立っている。郷土への関心の高まりは、地域活性化の第一歩である。

おわりに

当地域は今回紹介した各種行事の他に、来年度の町植樹祭の会場にも予定されています。参加した児童生徒達が、自ら植えた木に愛着を感じ木が森林へと成長していくことを楽しみにしていきながら、森林と地域のかかわり合いを通して地域の将来にも思いをめぐらせる好い機会にもなると期待されます。また、地元中学生に親水施設へ通じる歩道の擁壁に壁画を描いてもらう計画もあります。このように生活環境保全林が、保健休養の場としてだけでなく、地域の人々が地域活性化という課題をより主体的に考える契機を得る場として、そして地元市町村と国有林の連携のシンボルとしてさらに発展していくことが期待されています。